

佐賀県がん総合支援センター雇用条件

- (1) 1. 契約期間 年度ごとの契約
2. 契約を更新する場合があります。
- (2) 就業場所 佐賀県健康づくり財団および同財団の指定する場所
- (3) 業務内容 ○さん愛プラザに関する業務
- ・ 社会福祉士業務に関する相談への対応
 - ・ 事務室の管理、業務記録
 - ・ がん相談員と事務局担当者との連絡・調整
 - ・ 事業企画の準備、開催、後片付け等
 - ・ がん患者団体等との電話連絡や発送業務
 - ・ 来訪者への案内対応
- (4) 1. 勤務時間 勤務日 毎週月～金曜日、毎月原則第3日曜日（さんでーサロン）
※但し、日曜・祝日勤務の場合は振替休日を取得する。
2. 勤務時間 9時00分から17時00分まで（7時間勤務）
3. 休憩時間 12時～13時まで
- (5) 1. 給与（時給） 1時間当たり 1,500円
（月額） 約220,000円（1,500円×7時間×21日間）
2. 支払日 翌月15日
3. 諸手当等 財団嘱託・臨時職員就業規則を適用
4. その他の手当 財団規程による
- (6) 資格保有 社会福祉士 ※実務経験を有する者
AT車限定可

◎参考（県社会福祉士会の雇用条件）

新卒採用 172,000円（初任給）

20,000円（社会福祉士手当）

実務経験者 210,000～220,000円（5年程度の場合）

○当財団がん相談員の報酬

（時給） 1時間当たり 1,583円（9,500円／6時間）